周南市地域クラブ活動に関するガイドライン最終案（概要）

はじめに

〇国が令和７年 12 月にガイドラインを策定し、認定制度等を創設（県は令和８年 10 月）
〇市は、国、県の動きに対応し、中学生等の文化芸術・スポーツ活動の機会を確保・充実させるため、地域クラブ活動の推進等に関する基本的な考え方等を示すガイドラインを策定。

第１章　策定の基本的考え方

１　策定の趣旨

〇地域クラブ活動の推進等に関する基本的な考え方等の概要を定める。

２　ガイドラインの位置づけ

〇「周南市地域クラブに係る方針（2026（令和８）年３月改訂）」に基づくもの。

３　テーマ等

〇テーマ「やってみたいが見つかる、周南でつながる」
〇アクションテーマによる活動の推進

第２章　部活動の地域展開に関する取組経過

１　国・県の取組

２　周南市の取組

〇2021（令和３）年度から 2026（令和３）年５月の約５年間の取組

第３章　周南市地域クラブ活動の定義と運営体制

１　周南市地域クラブ活動の定義及び目的・趣旨

〇地域の多様な主体が文化芸術・スポーツなどの活動の機会を安定的・継続的に提供する３つの活動で、「周南市地域クラブに係る方針」及びガイドラインに沿った活動。

①登録団体活動　　②センター主催教室　　③しゅうなんコミュニティクラブ

〇学校部活動がこれまで果たしてきた教育的意義や役割を継承・発展させつつ、新たな価値を創出。
〇中学生のみならず、全ての人々の文化芸術・スポーツ活動の充実につなげていくという視点も重要。

２　運営体制

〇文化芸術・スポーツ分野の両サポートセンターを核とした体制を基本とし、幅広い関係機関等との連携により運営。

第４章　周南市地域クラブ活動の運営

１　周南市地域クラブ活動「登録団体活動」

〇市内における様々な団体等による自主的な活動。

▼登録団体活動とは　　▼運営団体・実施主体等　　▼指導者
▼適切な指導の実施　　▼適切な活動時間・休養日等の設定
▼活動場所　　▼活動場所への移動　　▼参加・申込方法
▼事故・ケガ等の防止と健康管理　　▼事故の対応と保険の加入
▼会費等の適切な設定と保護者等の負担軽減　　▼学校との連携等
▼大会やコンクール等への参加
▼大会やコンクール等への参加の引率

資料１

２　周南市地域クラブ活動「センター主催教室」

○サポートセンターによる自主的な活動。

▼センター主催教室とは　▼運営団体・実施主体　▼指導者
▼適切な指導の実施　▼適切な活動時間・休養日等の設定
▼活動場所　▼活動場所への移動　▼参加・申込方法
▼事故・ケガ等の防止と健康管理　▼事故の対応と保険の加入
▼会費等の適切な設定と保護者等の負担軽減　▼学校との連携等

３　周南市地域クラブ活動「しゅうなんコミュニティクラブ(コミクラ)」

○中学生の「やってみたい」を応援する市教育委員会による自主的な活動。

▼しゅうなんコミュニティクラブ(コミクラ)とは
▼運営団体・実施主体等　▼指導者　▼適切な指導の実施
▼活動日・活動時間　▼活動場所　▼参加・申込方法
▼事故・ケガ等の防止と健康管理　▼事故の対応と保険の加入
▼会費等の適切な設定と保護者等の負担軽減　▼学校との連携等

第５章　周南市地域クラブ活動に関する登録・認定制度

１　登録制度

○サポートセンターが定める要件を満たし、サポートセンターに登録された団体等

【スポーツ・文化共通条件】
▼周南市に活動拠点を持つ文化芸術・スポーツ団体又は個人
▼政治活動、宗教活動等を目的とした団体又は個人でないこと
▼公序良俗に反する及び暴力団との関係のある団体又は個人
▼財団・協会への協力。財団・協会の名誉の毀損等を行わないこと
▼団体の代表又は個人が１８歳以上

２　地域クラブ活動に関する認定制度

○サポートセンター登録団体で、市が定める要件を満たし、市に認定された団体等。

▼学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動
▼適切な活動時間や休養日が設定されていること
▼可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
▼適切な指導の実施体制が確保されていること
▼適切な安全確保の体制が確保されていること
▼適切な運営体制が確保されていること
▼学校等との連携が適切に行われていること

第６章　各種課題への対応（基本的な考え方）

１　運営団体・実施主体の活動の充実
２　指導者の確保・育成
３　活動場所の確保
４　活動場所への移動手段の確保
５　中学生等の安全・安心の確保
６　障害のある中学生等の活動機会の確保
７　中学生等のニーズの反映及び活動への参画促進等

第７章　関連する制度の在り方

１　教師等の兼職兼業
２　高等学校入学者選抜における周南市地域クラブ活動の取扱い